

令和3年5月14日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第98号：5月15日（土）からの措置）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、5月15日（土）から実施される措置を発表しました。

【本文】

1 5月13日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、同15日（土）から実施される措置を以下のとおり決定、発表しました。

（1）夜間の個人と車両の移動の禁止を解除する。

（2）午後8時から午前4時まで、オマーンのすべての県において、店舗内への顧客の受け入れを禁止する（食料品店、配達・持ち帰りサービスを除く）。

（3）店舗内への顧客の受け入れが可能となった場合でも、ショッピングモール、商業店舗、レストラン、カフェテリアの収容人数を定員の50%に制限する措置を継続する。

（4）行政機関及びその他政府系機関は、職場に出勤する必要がある職員を全体の50%に制限し、出勤の必要がない職員はリモートワーク（在宅勤務）とする業務体制を再開する。

（5）民間企業は、リモートワークにより出勤者数を削減し、事業を継続する。

2 最新の5月11日のオマーン保健省の発表によれば、10日に576件の新規感染を記録し、10日までの累積感染症例数は202,713件（死亡件数は2,148件、治癒件数は186,391件、治癒率92%）、10日の入院件数は729件（新規83件、ICU255件）です。

3 オマーン空港のホームページにおいて、オマーン入国時の要件や手続き等が掲載されておりますので、以下リンクご参照下さい。

<https://www.omanairports.co.om/news/en/update-on-travel-restrictions-related-to-covid-19/>

4 オマーン保健省は、(1)2月9日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2)同10日にはオマーン入国者以外のPCR検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：(+968) 24601028

－FAX：(+968) 24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>